

July 6, 2020

韓国特許庁の電子署名された書類の業務処理の基準

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの状況下で対面業務を処理することが困難な在外者を対象に「電子署名された委任状または電子(遠隔)公証書(以下「電子署名付き書類という)」を提出できるようにしたと発表しました。

韓国特許庁が発表した基準は、次のとおりです。

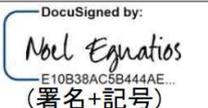
<1> 業務処理の基準

(1) 電子署名された書類の電子署名が次のような一般的な署名形態を備えている場合

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法律的意见を差し上げるものではないことをご了承ください。

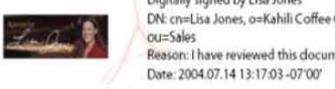
更なる詳細に関するお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456
F +82 2 2188 5455
E ip@BKL.co.kr

 (署名パッド利用署名)	 (署名+記号)	 Signed By: John Clark Signing Date: 01/01/2018 19:28:0 UT Reason: I approve this document
 (マウス利用署名)	 (署名(イメージ))	 Digitally signed by John Smith DN: cn=John Smith, o=BTNS Ltd, ou=Support, email=john.smith@btns.co.uk, c=GB Date: 2013.09.03 14:09:16 +0100

電子署名された書類の翻訳文を提出する際に、代理人が電子的に署名した書類であることを疎明する確認(陳述)内容を翻訳文に記載して提出する場合に有効な書類として認める。

(2) 電子署名された書類の電子署名が次のように一般的な署名形態ではない文字、記号(デジタル記号)などから構成された場合

 Digitally signed by John Smith DN: cn=John Smith, o, ou, email=johns@gmail.com, c=US Date: 2012.10.02 14:46:30 -0800' (文字+デジタル署名の属性)	 Digitally signed by Lisa Jones DN: cn=Lisa Jones, o=Kahili Coffee C ou=Sales Reason: I have reviewed this docum Date: 2004.07.14 13:17:03 -07'00' (記号+デジタル署名の属性)	 2020-05-27 18:23:50 (デジタル署名の記号)
--	---	--

前記(1)で言及した疎明内容とともに、電子文書ファイル内の有効署名であることを示す属性情報(署名者認証)などをコピー(キャプチャ)して翻訳文に追加して提出する場合に有効な書類として認める。

〈2〉 留意事項

(1) 前記電子署名は、プログラムなどを利用して署名されたイメージなどを単純合成した場合には認められず、委任状などが一つの一体化された書類として電子署名されなければならない。

⇒ 特許庁で発表した業務処理基準には記載されていませんが、国際基準を勘案した電子署名書類として、例えば、グローバル電子署名ソフトウェアを利用した電子署名書類でなければならないものと考えられます。

(2) 新型コロナウイルスの拡散動向などを考慮して制限的に適用するものである。

一方、署名ではない印鑑の形態で電子署名をする場合について韓国特許庁の担当者に問い合わせたところ、韓国特許庁ではこのの部分に対する基準はまだ設けておらず、該当のケースが発生した際に問い合わせるようにとの回答を受けました。

電子署名による書類提出は、韓国特許庁で新型コロナウイルスによる直接対面業務を進めることができない状況を考慮して提出できるようにしたものであり、まだその事例が多くはないため、提出した後の審査過程を通じて書類の有効性可否を判断するようになるものと考えられます。